

入管法改正案の慎重審議を求める決議

日本の入管法制については、国際機関や米国国務省の人権レポート等で司法審査の欠如、恣意的長期収容、難民認定の低さについて複数の勧告を受けており、根本的な改善を求められているところ、政府は、国会に入管法改正案（以下「改正案」）を上程し、16日より衆議院で審議が始まりました。

改正案では、その目的として、「・・・退去強制手続を一層適切かつ実効的にするため・・・」として「難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し」で難民申請3回以上の申請者を迫害の恐れがあるにも関わらず、その国籍国へ送還しようとしています。たとえひとりであり、命に係わる行為を政府が行うことは許されません。また収容に替えて設ける「監理措置」は、監理者の義務が重いことなどにより引き受け手が極めて少ないことが予想され、結果的に入管施設での被収容者が逆に増加するおそれさえあります。在留特別許可の限定、退去命令の拒否罪も問題です。

この改正案は、人権に配慮した入管法制への改善には程遠く、むしろ長期収容等の現状をさらに悪化させかねず、事態を力により解決しようとするもので、国際的には、「外国人の人権軽視の国」のイメージが固定化され、労働力としてあてにするアジア等の人々から労働先として「選ばれない国」ともなりかねません。

よって国会議員の皆さん、特に両議院の法務委員会の委員の皆さんには、十分にご検討のうえ、慎重な審議を切にお願いします。

2021年4月18日

緊急集会の主催：移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

入管法改正案の慎重審議を求める緊急集会参加者一同